

有料職業紹介 返金規定

当社が紹介した求職者が入社後、適法な紹介先の規定に基づく懲戒解雇又は自己都合（求職者の死亡、病気又は退職勧奨等の紹介先の責めに帰すべき事由を除く）により退職に至った場合、求職者の入社日から起算して下記の基準に基づき、退職した月の翌月末日までに現金にて対価を返還するものとする。

返金規定
入社日より 1 か月以内の場合、紹介手数料の 50%
入社日より 2 か月以内の場合、紹介手数料の 20%
入社日より 3 か月以内の場合、紹介手数料の 10%

※雇用形態がパート・アルバイトまたは、雇用期間が 1 年に満たず、かつ更新の見込みがない場合返還金はなしとする。

以上